



報道関係者 各位

平成30年10月29日(月)

【照会先】

総務部 労働保険適用・事務組合課  
課長 小塚 雅之  
課長補佐 森本 貴之  
雇用保険監察官 神谷 しのぶ  
(電話)052-219-5503

## 11月は労働保険適用促進強化期間です

### ～フランチャイズ方式の小売店を中心に指導を開始～

愛知労働局(局長 高崎真一)では、11月の労働保険適用促進強化期間に、厚生労働省全体で行うポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布などの周知広報活動に加えて、愛知労働局独自の取組としてフランチャイズ方式の小売店の労働保険加入状況の調査を行い、加入未手続の事業所に対して、個別の手續指導を行うとともに、店舗を統括する本社等に対し、法令遵守に関する指導強化を要請していくこととします。

この要請を含めて企業指導の際、現在愛知労働局では、人材不足が深刻な状況下、「働き方改革」を通じて人材確保に繋げる取組(AICHI WISH 事業)を推進していることから、『労働保険は原則として従業員が1人でもいれば加入義務があり、労働保険加入という最低限度の条件をクリアしていない企業には集まらない』ことを企業に徹底していくことに重点を置きます。

(参考)昨年度においては愛知労働局の独自の取組として、県下のコンビニエンスストアの店舗に対する個別の加入指導を行うとともに、大手コンビニエンスストア本社等に対し、傘下のフランチャイズ店に対する加入指導を強化いただくよう要請しましたが、その結果、愛知県下にある3,327件のコンビニエンスストアを調査対象とし、労働保険の加入が確認できなかった666件に対し加入指導を行い、191件の加入がありました。

#### 【平成29年度コンビニエンスストアに対する労働保険適用促進の取組結果】

調査数	結果			
	加入済数	廃止等	調査後加入	勸奨継続中
3,327	2,676	198	191	262

\*平成30年10月16日現在

※「労働保険」とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称で、正社員、アルバイト、パートなどの名称にかかわらず、従業員が1人でもいれば労災保険の加入義務があり、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者がいれば雇用保険の加入義務がある。

## 労働保険の適用促進指導について

労働保険制度は、昭和 50 年に全面適用となってから既に 40 年以上経過し、その間に適用事業所数は増加し、平成 29 年度末現在で全国で約 326 万事業に達していますが、現在においても小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が存在しているとみられ、このことは労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題となっており、早急な未手続事業の解消が求められています。このため、厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を年間を通じた主要課題として位置づけた上で、11 月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国的に集中的な適用促進活動を展開し、各種事業主団体、個別事業主への訪問指導を強化し、事業主へ制度の概要を説明することにより、自主的な手続きを促しています。説明することによっても加入手続きを取らない事業主に対しては、職権による成立手続きを実施しています。

愛知労働局では、一年を通じて労働保険の未手続事業の把握及び指導を行っており、各行政機関と連携した許認可の事業リストや、委託事業から提供のあった事業リストのほか、NTT 電話帳などからデータ化した事業所リストについて精査(システム検索や雇用実態調査)を行い、労働保険の加入が確認できなかった事業所について、実際に事業所を訪問指導したり、文書や電話などで制度の周知や加入手続きの援助をしながら、未手続事業の解消を行っています。

### ◆愛知労働局が独自に作成し、職員が配付するカード◆

QR コードを読み込むことで、簡単に加入手続きにアクセスできます。



厚生労働省  
11 月は労働保険適用促進強化  
期間です。  
手続は厚生労働省ホームページで検索を  
<http://www.mhlw.go.jp>  
労働保険 検索  
労働保険は労災保険と雇用保険の総称です。



社長!  
労働保険があればこそ、  
みんな安心して働けるんじゃ。

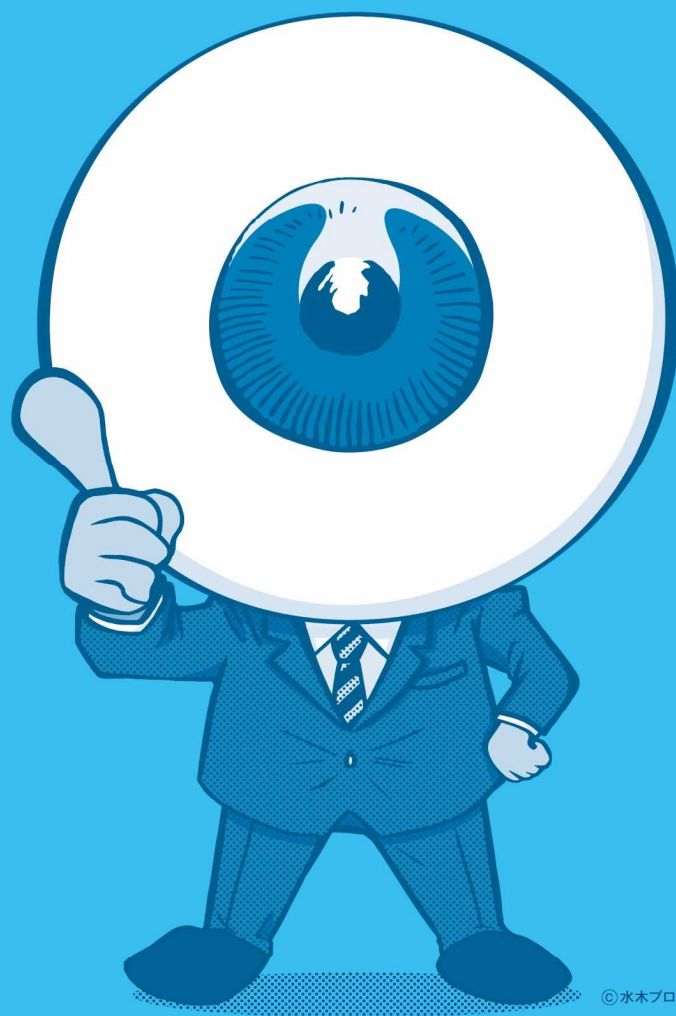


厚生労働省

労働保険

# 社長!

労働保険があればこそ、  
みんな安心して働けるんじゃない。



©水木プロ

法人・個人を問わず事業主の方は、  
正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、  
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。  
労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。  
「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、  
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、  
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

知らなかったでは、すまされない。

労働  
保険

労災保険

雇用保険